

序. 横浜市都市計画マスタープラン泉区プランとは

1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の 2 に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」(注)です。「都市計画」とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、土地の使い方や建物の建て方をはじめ、道路や公園など都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画です。

横浜市都市計画マスタープラン泉区プラン(以下、「泉区プラン」という。)は、次の役割を担います。

- ①区のみちづくりの基本理念や目標などを定めることにより、都市計画を定める際の指針となる役割
- ②区内の土地利用や都市施設の整備など都市計画に関する方針や情報などをまとめ、区民にお知らせする役割
- ③みちづくりの目標などを区民と共有することにより、みちづくりに多様な主体が参画する機会を促す役割

(注) 都市計画法第 18 条の 2 (市町村の都市計画に関する基本的な方針)

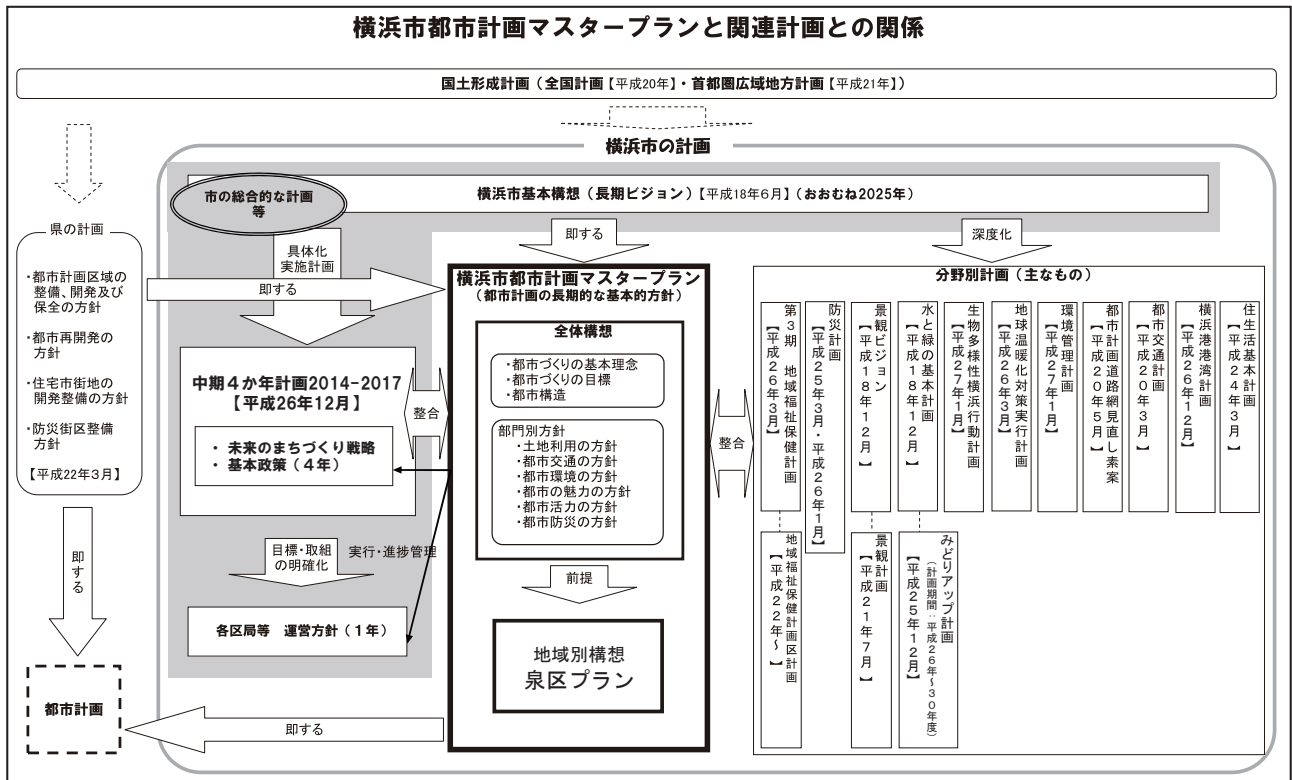
市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

2. 泉区プランとは

横浜市都市計画マスタープランは、上位計画である「横浜市基本構想（長期ビジョン）」及び「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などに即して定められています。その構成は「全体構想」と「地域別構想」を基本としており、泉区プランは地域別構想に当たります。

泉区プランは、おおむね 20 年後を見据えた都市計画に関する基本的な方針であり、策定に当たっては、「全体構想」を前提とし、関連する「分野別計画」と整合を図りながら策定しています。



（平成 27 年 4 月時点）

3. 泉区プラン改定の背景

泉区プランは、平成 17 年（2005 年）2 月に策定され、その後 10 年余りが経過しています。この間、少子高齢化や地球温暖化の更なる進行など、社会情勢は大きく変化してきました。

泉区では、平成 23 年（2011 年）から人口が減少に転じ、また 65 歳以上の人口比率は平成 25 年（2013 年）時点で 24.3%となっているなど、人口減少や高齢化が進行しています。また、相鉄・JR 及び相鉄・東急の相互直通運転の開始、泉ゆめが丘地区土地区画整理事業による新たなまちづくりの進捗、旧深谷通信所の跡地利用など、泉区を取り巻く状況に大きな変化が見込まれています。

また、横浜市の計画においては、泉区プランの上位計画に位置付けられる「横浜市基本構想（長期ビジョン）」が平成 18 年（2006 年）に策定されるとともに、平成 12 年（2000 年）に策定された「横浜市都市計画マスタープラン（全市プラン）」が社会経済状況の変化に合わせて平成 25 年（2013 年）に改定されました。

更に、平成 23 年（2011 年）の東日本大震災以降、防災対策の重要性が一層高まっており、災害に強いまちづくりを進めていくことが重要な課題となっています。

これらの状況の変化を踏まえ、このたび泉区プランの改定を行いました。

4. 泉区プラン改定のポイント

- ① 泉区プランの策定以降、幹線道路などの都市施設の整備や、横浜みどりアップ計画の取組による樹林地の保全などが進む一方、既に人口の減少が始まるなど、策定時には想定されていなかった状況も生じています。これらを踏まえ、泉区の現況と課題について再整理するとともに、区域の約半分を占める市街化調整区域の土地利用について内容を追加しました。
- ② 生活拠点として鉄道駅を中心とした機能充実を図るため、駅周辺の土地利用について記載内容を追加しました。
- ③ 部門別の方針については、「横浜市都市計画マスタープラン全体構想」を踏まえた上で、「泉区地域福祉保健計画」の中で基本的な方針が示されている福祉分野について内容を整理したほか、近年、より重点的な取組が求められている環境、防災分野について、独立した部門を設けるなど、構成を見直しました。